

特定鳥獣保護管理計画の策定状況（第 10 次と第 11 次計画）

概況

第 9 次鳥獣保護事業計画策定時には九州、中国、四国地域を中心に、イノシシの特定計画が策定され、第 10 から第 11 次鳥獣保護事業計画策定時には、近畿、中部、関東、東北地方の多くの府県で計画が策定された。イノシシの分布が徐々に北上するのに伴い、特定計画の策定府県も、北上していることがうかがえる。

第 10 次鳥獣保護事業計画期間中に 35 計画が策定され、第 11 次鳥獣保護事業計画期間中（平成 24 年 12 月現在）までに 36 計画が策定された（図 1）。また、富山県でも平成 25 年 2 月から新たに計画が策定される。しかし、第 10 次から第 11 次鳥獣保護事業計画期間をまたいで策定されたものが 7 計画（宮城県、福島県、栃木県、福井県、長野県、岐阜県、京都府）あり、これらのうち 2010 年のマニュアル改訂以前から策定されているものが、2 計画ある（図 2）。以下、特定鳥獣保護管理計画書に基づく主な情報について述べる。

	平成24年12月1日現在					
	ニホンジカ	ツキノワグマ	ニホンザル	イノシシ	ニホンカモシカ	カワウ
北海道	◎					
青森			◎			
岩手	◎	◎			◎	
宮城	◎	◎	◎	◎		
秋田		◎	◎		◎	
山形		◎	◎			
福島		◎	◎	◎		◎
茨城				◎		
栃木	◎	◎	◎	◎		
群馬	◎	◎	◎	◎	◎	
埼玉	◎			◎		
千葉	◎		◎			
東京	◎					
神奈川	◎		◎			
新潟		◎	◎			
富山		◎	◎			
石川		◎	◎	◎		
福井	◎	◎		◎		
山梨	◎		◎	◎		
長野	◎	◎	◎	◎	◎	
岐阜	◎	◎		◎	◎	
静岡	◎			◎	◎	
愛知	◎		◎	◎	◎	
三重	◎			◎		
滋賀	◎	◎	◎	◎		◎
京都	◎	◎	◎	◎		
大阪	◎			◎		
兵庫	◎	◎	◎	◎		
奈良	◎			◎		
和歌山	◎		(◎)	◎		
鳥取	◎	◎		◎		
島根	◎	◎		◎		
岡山	◎	◎		◎		
広島	◎	◎		◎		
山口	◎	◎		◎		
徳島	◎			◎		
香川	(◎)			◎		
愛媛	◎			◎		
高知	◎			◎		
福岡	◎			◎		
佐賀				◎		
長崎	◎(3地域)			◎		
熊本	◎			◎		
大分	◎			◎		
宮崎	◎		◎	◎		
鹿児島	◎(2地域)			◎		
沖縄				◎		
計画数	39	21	19	36	7	2

注) 1 46都道府県、124計画が作成されている。
2 和歌山県のニホンザル及び香川県のニホンジカについては、特定鳥獣保護管理計画の計画期間は終了しているが、その趣旨を踏まえた保護管理が継続されている。

◎ 分布しており、特定計画を策定している
◎ 分布しているが、特定計画を策定していない
◎ 分布が限定的
空白 分布していない

図 1 特定鳥獣保護管理計画の策定状況

平成25年1月現在

県/年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
事業計画	第9次					第10次					第11次				
04 宮城県															
07 福島県															
08 茨城県															
09 栃木県															
10 群馬県															
11 埼玉県															
16 富山県															
17 石川県															
18 福井県															
19 山梨県															
20 長野県															
21 岐阜県															
22 静岡県															
23 愛知県															
24 三重県															
25 滋賀県															
26 京都府															
27 大阪府															
28 兵庫県															
29 奈良県															
30 和歌山県															
31 鳥取県															
32 島根県															
33 岡山県															
34 広島県															
35 山口県															
36 徳島県															
37 香川県															
38 愛媛県															
39 高知県															
40 福岡県															
41 佐賀県															
42 長崎県															
43 熊本県															
44 大分県															
45 宮崎県															
46 鹿児島県															

図2 イノシシの特定鳥獣保護管理計画の策定状況

管理目標

特定鳥獣保護管理計画の3本柱は、『個体群管理』、『被害防除』、『生息地管理』である。イノシシは最も資源利用が行われている狩猟鳥獣であり、『個体群管理』として「持続的な狩猟資源の維持」と被害軽減のための「捕獲」がある。『被害防除』として「農林業被害の軽減」が急務な目的であり、現在のイノシシ保護管理の主な課題は「農林業被害の軽減」となっている。保護管理の目標として「長期目標」を設定しているのは、第10次計画策定時には28計画、第11次計画策定時には27計画であり、「短期目標」を設定しているのは、それぞれ26計画、27計画である。イノシシでは農林業被害の軽減を管理目標としていることから、被害額、被害量、被害意識など、直接的に被害を評価する指標により、施策の効果を評価している計画が多い。

特定計画の評価指標（自治体数）

	10次	11次
被害額	16	16
被害量	2	2
被害面積	0	1
農業被害(全体)	4	5
被害意識	2	2
分布域	2	2
生息個体数	1	1
生息密度	2	2
目撃率	1	3
その他	3	4

※1 第10次・11次計画期間をまたいで策定された計画は、両方に集計

※2 平成24年度10月時点での集計値（以下、同様）

被害動向

第10次計画策定までの農作物被害動向は、ほとんどの計画で横ばいから増加傾向であり、被害地域も拡大傾向と評価された。第11次計画策定までの傾向は、多くの計画でさらに被害が増加傾向にあり、被害地域も拡大傾向と評価されたが、特定計画の策定に合より農作物被害が減少した自治体も確認された。

農作物被害の動向（自治体数）

	10次	11次
増加	14	21
横ばい	12	8
変動大きい	2	2
地域により増減	1	0
減少	5	1

被害地域の動向（自治体数）

	10次	11次
拡大	11	10
ほぼ全域で発生	1	1
全域で発生	0	1

目標捕獲数

イノシシの特定計画のうち、半数がシカと同様に年間の目標捕獲頭数を設定している（第10次は17計画、第11次では17計画で設定）。目標捕獲頭数を、増加率1.178による推定生息数を基に設定している場合や、前期計画の年間捕獲数を基に設定している場合があった。前期計画の年間捕獲数を元に設定している場合には、目標を達成した場合には、さらに捕獲数を増加させており、持続的に高い捕獲圧を維持している。

目標捕獲数の設定の有無

	10次	11次
設定あり	17	17
設定なし	18	17

設定根拠

	10次	11次
推定生息数(増加率1.178)	7	3
推定生息数(CPUE等から算出)	2	1
前年の捕獲数	5	8
前年捕獲数と被害状況	3	2
記載なし	18	17

捕獲の促進

捕獲圧を高めるため、狩猟期間の延長、くくりわな径（12 cm を越えないもの）の規制緩和および解除、休猟区や鳥獣保護区での狩猟特例などの捕獲規制緩和が実施されている。第11次計画までに特定計画を策定した全ての府県において、狩猟期間の延長が実施されており、28計画が狩猟期間を後ろに、7計画が前後に延長している。狩猟期間の延長が狩猟数に及ぼす影響を分析すると、狩猟期間の延長により狩猟数が増加したと評価できるのは解析に用いた28府県中7県のみであった（宮城県、石川県、長野県、兵庫県、奈良県、熊本県、宮崎県）。微増が1県、変化なしが5県、減少が15府県だった（ただし、微増は増加率+0.2~0.3、変化なしは±0.1として評価した）。

狩猟期間の規制緩和

	10次	11次
11月1日~2月末日	3	3
11月15日~2月末日	1	1
11月15日~3月15日	26	27
11月15日~3月30日	1	0
11月1日~3月15日	1	1
11月1日~3月30日	1	2
10月15日~4月15日	1	1

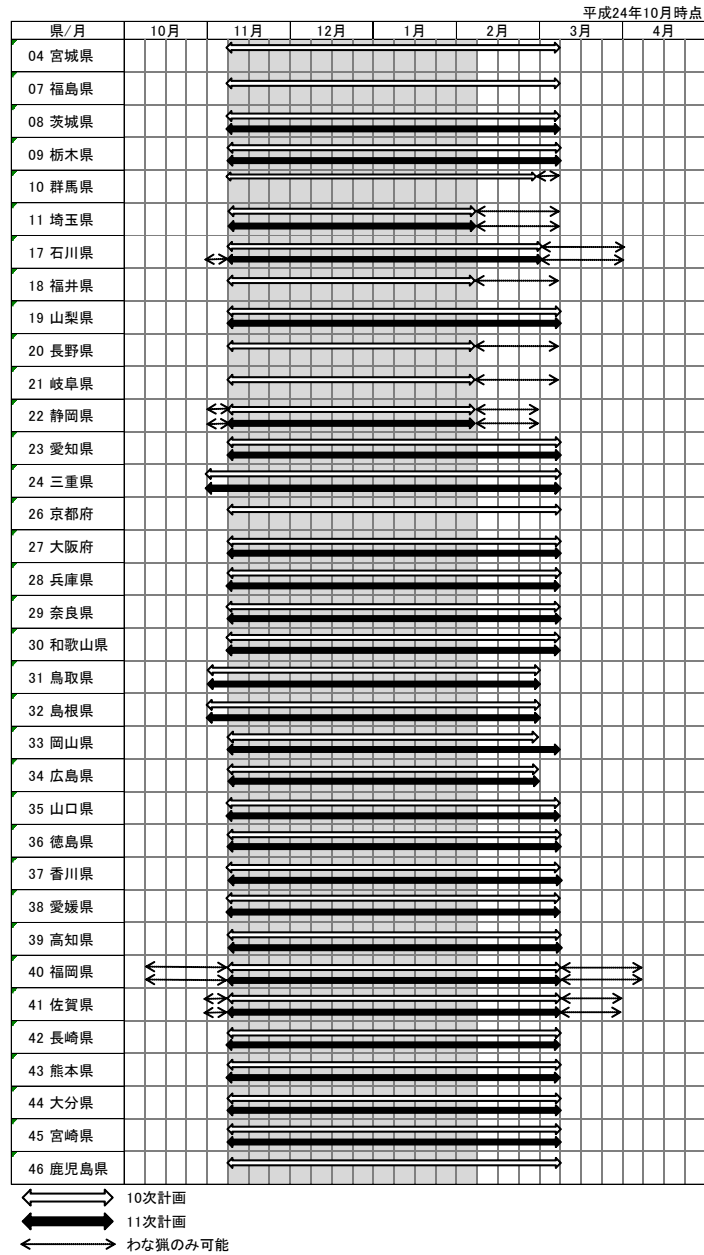


図3 各府県における狩猟期間延長状況

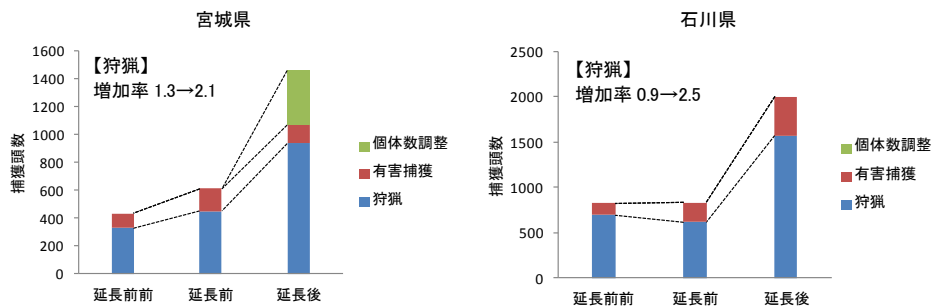


図4 狩猟期間延長の効果（例）

被害防除体制の変化

10次計画から11次計画にかけて、「鳥獣害対策プロジェクトチーム」といった、被害防除を中心に行っていくための組織作りが、主に西日本を中心として行われていることが傾向としてあげられる（8府県）。これらは、本庁と地域の連携を密にすることと、シカ、ニホンザルといった共通した農地管理を必要とする被害防除のための機能を持つものと考えられる。組織作りが主でその効果についてはこれからの働きによって評価されるものと考えられるが、農業分野方面との部局連携が進んだこととして評価できるものと考えられる。

特定計画に記載されていた新たな組織づくり

府県	組織名	構成員	実施内容
福井県	県現地指導チーム	農林総合事務所6箇所	市町と連携して特定計画や各市町の被害防止計画などに基づき、対策を推進
長野県	被害防除対策チーム	県現地機関	鳥獣被害の相談窓口、被害防除の支援
	野生鳥獣被害対策支援チーム	県研究機関、大学、NPO等の専門家	被害防除の技術的助言、指導、対策効果の評価など
京都府	野生鳥獣被害対策チーム	各広域振興局など、市町村、森林技術センター、関係団体など	被害対策の計画、事業効果検証など
	タスクチーム	農林センター森林部、農林センター環境部、農業改良普及センター	被害対策の研究成果を普及指導
兵庫県	地域鳥獣被害対策支援チーム		被害対策の現地指導など
佐賀県	鳥獣被害対策指導チーム	県庁内関係課、農業団体	被害防止対策の検討、保護管理計画の進捗状況の検討・評価
熊本県	熊本県農林業鳥獣被害対策プロジェクト会議	環境生活部、農林水産部など	地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進
大分県	大分県鳥獣被害現地対策本部	県振興局（農業部門、林業部門）、各市町村、関係団体	被害防止対策・捕獲対策の指導、集落での被害対策を具体的に推進
	集落対策プロジェクトチーム		
宮崎県	鳥獣被害対策特命チーム		全県的な鳥獣被害対策の方向性や被害対策基本方針の決定など
	各地域鳥獣被害対策特命チーム	支庁、農林振興局単位に設置	集落対策、被害対策、生息環境対策、捕獲対策などを支援
	鳥獣被害対策支援センター		地域特命チームなどへの技術指導、人材育成、被害防止対策の研究

地域計画／下位計画等の作成

イノシシの主要な保護管理目標である『農林業被害の軽減』を達成するには、鳥獣被害特措法（平成19年（2007年））の施行や地域ぐるみでの被害対策を行うことが重要である。第11次計画では、地域計画や下位計画、「地域ぐるみ」など、連携について記載している計画が多くなったが、実態は不明である。

地域計画／下位計画等の作成状況

		10次	11次
地域計画、下位計画、特措法の記載	記載あり	8	11
	記載なし	27	23
うち特定計画の下位計画の記載	記載あり	3	4
特措法との具体的な連携	記載あり	4	9
	記載なし	31	25
「地域ぐるみ」の記載	記載あり	10	13
	記載なし	25	21

前期計画の評価と見直し

特定計画は PDCA サイクルに基づき推進していくものだが、前期計画を評価し、課題整理、改善するといった一連の情報を記載している計画は少なかった（10 次 0 計画、11 次 4 計画）。比較的まとめて評価等を行っていたのは石川県、大阪府、兵庫県、香川県であり、特に香川県は実施事業ごとに、実施内容成果、課題を整理し、第 11 次計画に反映させていた。計画上では評価等を行わず、検討会等にて行っている場合も考えられるが、今後も PDCA サイクルに基づく計画の推進の重要性を認識していくことが重要である。